

近代日本の「防疫の制度化」において コレラ流行は「決定実験」となりえたか？

大山 卓昭

国立感染症研究所 感染症情報センター

【背景】日本の近代的な衛生行政がスタートしたのは、19世紀半ばを過ぎた頃であったと言われている。当時の大きな課題の一つはコレラ、痘瘡などの流行病対策（防疫）であった。近代日本において防疫が制度化されていく大きなきっかけとなったのは、16年ぶりに遭遇した第4次コレラ流行（明治十～十四年）であったとされている。近代日本に初めてコレラ流行が現われたのは文政二年、その後、第2次流行安政五年、第3次流行文久二年と続いた。第1次～第3次までの流行では、「防疫の制度化」に向けて特別な動きはあまり顕著ではなかったと言われている。

ここでは、この第4次コレラ流行がこの初期段階の「防疫の制度化」に及ぼした影響・背景を考察していきたい。その際、法的整備、専門職の教育・配置、特別施設の設置の三つの要素が重要となる。

【目的】コレラ第4次流行（明治十～十四年）は、近代日本における「防疫の制度化」に対して決定事例とみなすことができたのか？を考察する。

【方法・資料】「防疫の制度化」に関して、法的整備、専門職の教育・配置、特別施設の設置の三要素に基づき考察した。

厚生省医務局編『医制百年史』、山崎佐『日本疫史及防疫史』、山本俊一『日本コレラ史』を主な資料とした。

【結果・考察】法的整備に関しては、第4次コレラ流行以前には日本の防疫に関する法規則として、明治7年に発布された医制のなかの死亡届の義務付け（第四十五および四十六条）、また、暴瀉病予防規則（明治六年）などのみであったが、第4次コレラ流行以後、コレラ予防心得（明治十年）、伝染病予防規則（明治十三年）、伝染病予防法心得書（明治十三年）、伝染病予防法（明治三十年）などが交付され、法的に整備が進んだ。専門職の教育・配置に関しては、第4次コレラ流行以後、明治十二年に中央衛生会および地方衛生会が組織され、衛生委員や検疫委員が制度にとりいれられ、防疫の専門職が認められるようになった。特別施設の設置に関しては、第4次コレラ流行以後、明治十年避病院仮規則が交付され避病院などの隔離施設が整備された。上記の「法・人・物」の整備に伴い、避病院・仮病院の運営、死亡届出、火葬義務、消毒法の推奨（石炭酸など）、患者所在票、交通遮断などの防疫のための公衆衛生対応が実施された。

しかし、コレラ第4次流行の現実の被害を示す死者数をみると、13,816（明治十年）、902（明治十一年）、162,637（明治十二年）、1,580（明治十三年）、9,389（明治十四年）と、前記の公衆衛生対応の効果があらわれているとは考えられない。さらに、当時のコレラに関する知識としては、コッホのコレラ菌発見（1884年）以前の状況であり、伝染説、悪臭・腐敗気説などの理論が濫立し、このため現在知られているようなコレラ治療・予防（補水療法、安全飲料水供給、衛生環境改善など）のような効果的対応は存在しなかったと考えられる。つまり、「第4次コレラ流行」→「効果的な公衆衛生対応」→「流行阻止成功」→「防疫の制度化」という図式のもと、第4次コレラ流行が「防疫の制度化」にとって「決定実験」（パラダイムを変換するような、また、制度化のステップを大きく進めるような研究・理論・事例）となったとは考えられない。

第4次コレラ流行は「防疫の制度化」にとって、一つのきっかけになったが、それを推し進めるような決定的な事例ではなかったと考えられる。それでは、当時の何が「防疫の制度化」を推し進めたのか？日本の近代化の中、また、科学技術全体の制度化の中で、「防疫の制度化」を位置づけていくアプローチに従い、社会的な要因を探求していきたい。